

外国人向け体験プログラムの流通促進事業委託業務仕様書

1 事業の目的

2017年の訪日外客数は2,869.1万人となり、消費総額も4兆4,161億円と過去最高を上回るなど、外国人観光客の消費購買力には、引き続き地域経済活性化の原動力として大きな期待が寄せられている。

そして、訪日旅行の傾向として、個人旅行者（FIT）の増加、体験等の「コト消費」ニーズの高まりが顕著であり、インバウンドを促進するにあたっては、地域の体験プログラムをからめた個人旅行者（FIT）の誘客が非常に重要となる。

当該業務は個人旅行者（FIT）層に対して、オンライン旅行会社（OTA）や観光案内所等を活用して、三重県の自然・文化体験プログラムの魅力を発信し、誘客促進を図るものである。

2 委託期間

契約締結日から平成31年2月8日（金）まで

3 契約上限額

3,112,560円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 業務の詳細及び提案

（1）観光案内所等を活用した体験プログラム販売促進業務

- ①訪日外国人旅行者が多く訪れる観光案内所等において、三重県の自然・文化体験プログラムの情報発信や販売促進を行うこと。
- ②観光案内所等での情報発信は平成30年9月から平成31年1月までの期間を必ず含むこと。
- ③販売促進を図る体験プログラムは、県から提供したメニューと受託者提案のインバウンド向け体験メニューをリスト等に整理したうえで、最終的に受け入れ側に外国人対応意向を確認すること。
- ④情報発信用のツールとしてチラシやポストカード、ポップスタンド等を制作し、（1）の③で整理した体験プログラムを掲載すること。なお、対応言語は少なくとも英語を含むこととする。
- ⑤チラシやポストカードなどの配布用ツールを2000部以上作成し、観光案内所等に郵送すること。
- ⑥観光案内所等のスタッフに対して、三重県の体験プログラムに関する情報提供が十分に行えるよう研修等を行うこと。
- ⑦体験プログラムの販売促進にあたっては販売1件あたり10%（1件の上限金額1,000円）総額上限540,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を成功報酬として支払う。なお、キャンセルとなった場合は成功報酬の支払い対象とはならないものとし、成功報酬が上限に達しなかった場合は県と協議のうえ広告費用などに充当することとする。

(2) オンライン旅行会社（OTA）等を活用した情報発信業務

- ① (1)の③で整理した体験プログラムの提供事業者をオンライン旅行会社（OTA）への掲載を促すとともに、外国人旅行者の受け入れやOTA掲載にあたっての助言を行うこと。
- ② OTAに掲載した体験プログラムを訪日外国人に対して広報するため、SNS 広告や旅行情報サイトへの広告等を複数の媒体で行うこと。

(3) その他共通事項

- ① 三重県雇用経済部観光局海外誘客課と密接に連携して事業を実施するものとし、毎月体験プログラムの販売状況や外国人旅行者の反応等の分析について県に報告を行うとともに、事業展開についても随時協議を行うこと。
- ② 本事業を展開するにあたっては統一的なビジュアルイメージを用いるなど三重県のブランディングに資する内容となるよう三重県と協議すること。
- ③ 作成したツール、クリエイティブ等の成果品の著作権は三重県に属することとする。

5 納品物、納期、納品場所

(1) 納品物及び部数

(ア) 委託業務の実施内容及び効果検証、今後の効果的な情報発信に向けた提案を記載した「委託業務報告書」

(原則としてA4版・両面印刷) 1部

(イ) 委託業務において生じた成果物

チラシ及びチラシ制作データ(PDF、ai データ)をCD-ROM等により提出すること。

(2) 納期及び納品場所

平成31年2月8日(金)

三重県雇用経済部観光局海外誘客課(三重県庁内)

6 業務実施上の条件

- (1) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。
- (2) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

7 留意事項

- (1) 本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属します。
- (2) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権、今後の2次利用等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとします。

(3) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(4) 受託者が(3)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

8 契約方法に関する事項

(1) 契約は、三重県雇用経済部観光局海外誘客課において行うとともに、契約条項は、三重県雇用経済部観光局海外誘客課において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについては、必要に応じて概算払いを可能とするほか、契約条項の定めるところによります。

11 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1 2 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。